

沖縄県最低賃金

令和元年10月3日から

時間額

790円



特定（産業別）最低賃金

●新開業	
令和元年 11月16日 から	時間額 835円

●自動車(新車)小売業 ●各種商品小売業 ●糖類製造業 ●清涼飲料、酒類製造業 ●畜産食品製造業
上記の最低賃金は、令和元年度は改正がありませんでした。 このため、令和元年10月3日からは、時間額 沖縄県最低賃金790円が適用 されます。

ご存知ですか？

業務の改善で賃金引上げ！
生産性向上を支援します **業務改善助成金**

●雇用環境・均等室

TEL:098-868-4403

無料で相談！（電話・訪問・出張相談）
働き方改革について専門家が対応します。

●沖縄働き方改革推進支援センター

TEL:0120-420-780・0120-420-781

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。 使用者も、労働者も、必ずチェック、最低賃金

最低賃金に関するお問い合わせは、沖縄労働局 賃金室 ☎(098)868-3421)又は最寄りの労働基準監督署へ。

那覇労働基準監督署	沖縄労働基準監督署	名護労働基準監督署	宮古労働基準監督署	八重山労働基準監督署
☎(098) 868-8033	☎(098) 982-1263	☎(0980) 52-2691	☎(0980) 72-2303	☎(0980) 82-2344

パソコンでも最低賃金がチェックできます！

厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp/>
最低賃金に関する特設サイト
<https://pc.saitetchingin.jp/>

最低賃金制度

